

## 台風による暴風・大雨（洪水）警報への対応

＊ **暴風・大雨**（洪水）警報が**両方発令**された場合

時	状 況	家 庭	学 校	給食の実施
登   校	(1) 2警報が発令された場合	自宅待機  判断基準となる時刻は、各学校にて設定する。	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">6時30分</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0;">周南中学校区の 小学校とあわせた 時刻です</p> </div>	<p>小・中学校における給食実施の判断は、教育委員会が給食センター、市校長会長などとの協議により、原則として前日に行います。</p> <p>決定内容については、学校に連絡が来ますので、事前に生徒に伝えます。</p> <p>自宅待機の場合は、弁当持参が原則となります。</p>
		登校途中に2警報が発令された場合は、登校。		
	(2) 午前11時までに警報が解除された場合	解除された時点で登校。		
授  業	登校後、2警報が発令された場合		原則的に平常どおりの活動を行います。	あります。
下   校	(1) 終業時刻以前に解除された場合		平常どおりの活動を行います。 (安全確認後下校)	
	(2) 終業時刻以降も2警報が解除されない場合		保護者と連絡をとりながら次のような対応をとります。 ・学校待機 ・保護者へ引き渡す ・職員の引率 ・地区責任者引取等	
	(3) 台風の進路により、2警報が出されると予想される場合		早めに下校させます。	

2警報が出される可能性が強い場合には、教育委員会の判断により、事前に自宅待機（早めに下校）となる場合もあります。また、非常時の場合には、校長判断で臨時休業の措置をとることもあります。（学級連絡網で電話連絡します。）

また、台風以外の非常災害の対応については、学校と教育委員会との協議・判断により適切な措置をとっていきます。